
令和 7 年 第 1 回

砺波市議会臨時会議案

令和 7 年 1 月 2 1 日

第 1 回 砺波市議会臨時会

令和7年第1回砺波市議会臨時会議案目次

1	議案第1号	令和6年度砺波市一般会計補正予算（第6号）	1
2	報告第1号	専決処分の報告について	6
	令和6年専決処分第4号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について	6
	令和6年専決処分第5号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について	6
	専決処分第1号	損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について	6

議案第1号

令和6年度砺波市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度砺波市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206,090千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,449,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年1月21日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,667,320	181,090	2,848,410
	2 国庫補助金	830,314	181,090	1,011,404
21 市債		1,510,336	25,000	1,535,336
	1 市債	1,510,336	25,000	1,535,336
補正されなかった款項に係る額		20,065,368	—	20,065,368
歳入合計		24,243,024	206,090	24,449,114

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,723,238	1,203	2,724,441
	7 交通対策費	188,280	1,203	189,483
3 民生費		6,922,579	115,275	7,037,854
	1 社会福祉費	2,620,882	115,275	2,736,157
6 農林水産業費		951,784	14,612	966,396
	1 農業費	250,147	14,612	264,759
7 商工費		1,146,671	10,000	1,156,671
	1 商工費	1,146,671	10,000	1,156,671
8 土木費		2,347,883	50,000	2,397,883
	4 都市計画費	1,240,882	50,000	1,290,882
10 教育費		2,502,672	15,000	2,517,672
	2 小学校費	505,383	9,000	514,383
	3 中学校費	252,403	6,000	258,403
補正されなかった款項に係る額		7,648,197	—	7,648,197
歳 出 合 計		24,243,024	206,090	24,449,114

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援給付金給付事業費	84,500
		低所得世帯支援給付金こども加算給付金給付事業費	15,750
6 農林水産業費	1 農業費	園芸振興対策費	2,113
		夢の平コスモス荘管理運営費	5,698
7 商工費	1 商工費	観光振興戦略事業費	10,000
8 土木費	4 都市計画費	砺波チューリップ公園再整備事業費	50,000
10 教育費	2 小学校費	小学校児童就学奨励費	9,000
	3 中学校費	中学校生徒就学奨励費	6,000

第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
都市計画事業費	190,000	25,000	215,000	補正前 変わらず (普通貸借 又は証券発 行)	補正前 変わらず (5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率))	補正前 変わらず (借入れの 年から据置 期間を含め 30年以内に 元利均等若 しくは元金 均等で償還 する。ただ し、市財政 の都合によ り繰上げ償 還し、償還 期限を短縮 し、又は低 利債に借り 換えること ができるも のとする。 なお、借入 先の融通条 件がある ときは、こ れに従うこ とができる。)

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事件を下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年1月21日 提出

砺波市長 夏野 修

記

損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
令和6年4	令和6年10月9日に砺波市宮沢町地内で発生した看板転倒による車両損傷事故	高岡市在住 1人	市が支払う額 64,900円	令和6年 12月18日
令和6年5	令和6年9月19日に申出があった介護保険負担限度額認定制度に係る損害賠償	砺波市在住 1人	市が支払う額 256,276円	令和6年 12月25日
1	令和6年11月16日に砺波市表町地内で発生した都市公園の管理瑕疵による人身及び物損事故	高岡市在住 1人	市が支払う額 52,249円	令和7年 1月8日